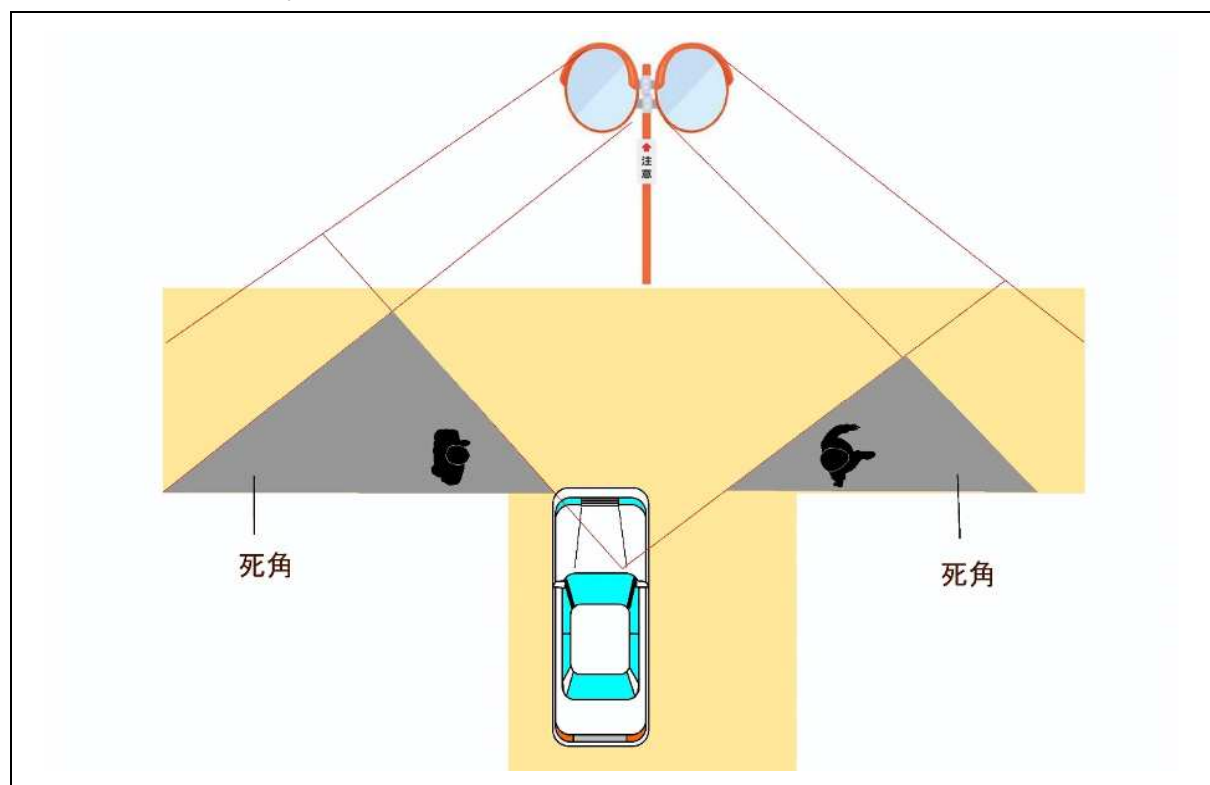


## カーブミラー（道路反射鏡）の新規設置について

君津市では、見通しの悪い市道等に新規カーブミラーの設置を行っています。カーブミラーは、建物や外壁等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて運転者の目視確認が困難な場合に、歩行者や自動車との衝突防止を目的として設置するものです。

しかしながら、カーブミラーのある交差点では、カーブミラーへの過信から、鏡面の写像を見るのみで目視を怠り、一時不停止のまま交差点に進入することが原因の事故が多発しており、逆にカーブミラーが事故を誘発するケースが増えています。

そのため、カーブミラーの新規設置に当たっては、現地の状況を調査し、慎重に判断しています。



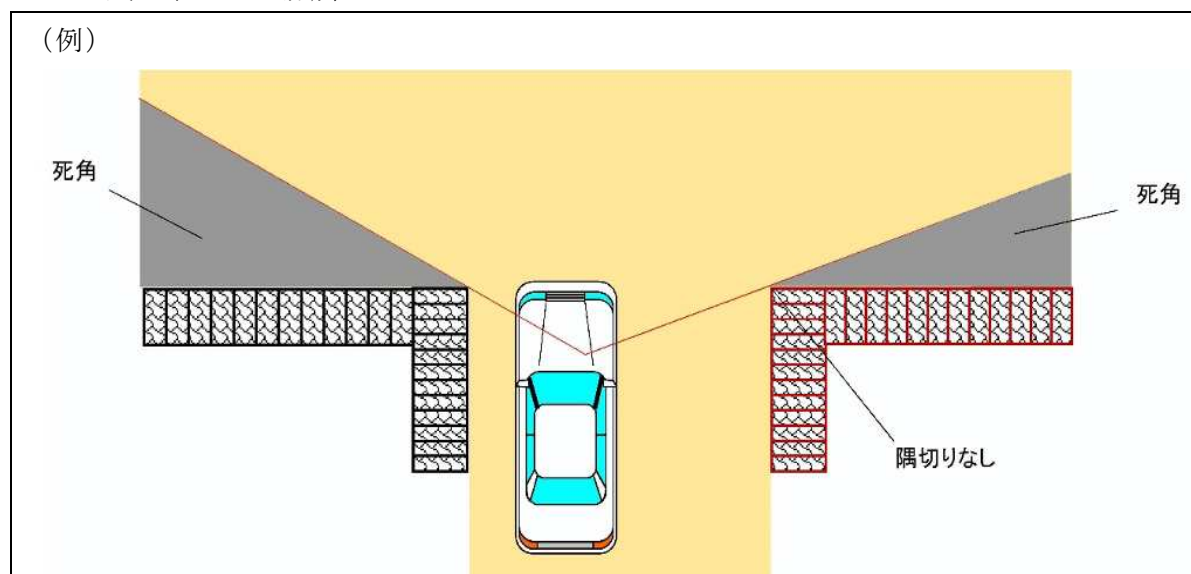
※ カーブミラーは、安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転手自身の目視によることが原則です。カーブミラーを過信せず、目視での安全確認を確実にすることが大切です。

※ 交通事故が起きたというだけでは、設置の理由にはなりません。事故はあくまで運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

## 1 カーブミラーを設置できる場所

信号機が設置されていない通り抜けのできる市道で、以下のような場所に設置できます。

- ・ 交差点部において、著しく見通しの悪い場所
- ・ カーブ部分において、見通しの悪い場所
- ・ 交通状況、交通管理者の意見等、個々の状況を勘案し、道路管理者が必要と認めた場所



## 2 カーブミラーを設置できない場所

- ・ 隅切りが3 m以上設置されており、徐行し、目視による安全確認が可能である場所
  - ・ 民地からの出入口など、受益者が限定される場所
  - ・ 「止まれ」「徐行」等の道路交通法による規制がある場所
- (カーブミラーを設置したことにより、一時停止や徐行義務を怠り、重大事故の発生が危惧されることから、原則、設置しません。)

